

令和 7 年度各種会議主要意見とその対応方針

資料2

令和 7 年度 第 1 回播磨町都市計画マスタープラン及び立地適正化計画検討委員会（R7. 9. 29 開催） 意見とその対応案

No.	主な意見	意見に対する考え方、対応案	素案への反映等
1	・町内の課題が調査され、どの程度計画に反映されているのか分からない。個人的な感覚として、土山駅では送迎車がロータリーに駐車し、北側も南側も混雑が激しい。住民にとって望ましい環境とは言えないため、駐停車場の整備など交通環境の改善も検討していただきたい。 ・p118 に商業でなく交通の課題についても記載を検討してはどうか。	・土山駅北については、第 7 章の地域づくり方針の中で市街地整備の一環として再整備に触れている。ただし現時点ではロータリーなど個別の整備内容について記載するのは難しく、地域構想に基づいて整備を進めるという表現となっている点は理解いただきたい。方針には、歩行者、自転車環境などへの配慮についても盛り込んでいる。（当日回答）	第 7 章の地域別方針図は、各地域全体版と各駅周辺拡大版（都市機能誘導区域）の 2 パターンで作成。（臨海地域は 1 パターンのみ）
2	・p94 について、臨海部に暮らす住民もいるので、その地域に焦点を当てた公共交通の施策を検討できないか。	・公共交通空白地域があることを念頭に置き、デマンド交通などを含めた新たな交通網の検討を幅広く進めている。公共交通空白地は解消していく方向で考えており、その内容は地域公共交通計画に記載している。（当日回答）	—
3	・p107 の「防災安心ネットはりまの周知」について、どのくらいの方が登録しているのか。	・防災安心ネットはりまの登録数については、担当課に確認する。（当日会議後回答）	—
4	・概要版も作るのか。作成するのであれば、住民に伝わりやすいように意識して作成していただきたい。	・作成を予定している。本編は文章表現がやや硬いため、住民に伝わりやすい表現となるよう意識して作成したい。（当日回答）	—
5	・資料 3、p2 の上から 3 行目「町内における新たな操業地の確保に向けた検討を行います。」とあるが、「操業地」という言葉は一般的に用いられる表現なのか。	・確認する。（当日回答） →「操業拠点」に修正（令和 7 年度第 1 回都計審にて報告）	4 章：P.55 7 章：P.130
6	・p84 以降では「暮らしと交流の拠点」と表記されているが、それ以前のページでは「くらし」と平仮名	・修正する。（当日回答） →「暮らしと交流の拠点」に統一する。	5 章以降修正

令和 7 年度各種会議主要意見とその対応方針

資料2

No.	主な意見	意見に対する考え方、対応案	素案への反映等
	となっているため、表記を統一していただきたい。		
7	・ p92 の都市機能誘導区域の赤線が町境界とずれているため修正をお願いしたい。 ・ p50 将来都市構造図と p91～p92 の都市機能誘導区域図の整合性、特に「くらしと交流の拠点」の範囲・位置が一致しているか確認していただきたい。	・ 確認する。(当日回答) → 区域線のずれを修正する。 → 「くらしと交流の拠点」の範囲は、都市機能誘導区域の範囲と整合を図る。	3 章 : P.50 5 章 : P.90～P.91
8	・ p88 「交流施設」は、「社会教育施設」という表現が良いのではないか。	・ 検討する。(当日回答) * 現行中公の根拠と今後施設の位置づけを再確認する。	5 章 : P.88 以下の内容を素案に反映 ・ 考え方 → 社会教育による学びを通した、住民の交流と地域活動を促進する施設として位置付ける。 ・ 施設 → 中央公民館 * 「各コミュニティセンターは除く」 ・ 備考 → 播磨町立公民館の設置及び管理に関する条例

令和 7 年度各種会議主要意見とその対応方針

資料2

No.	主な意見	意見に対する考え方、対応案	素案への反映等
9	・p127 の方針図について、「中部地域」ではなく「南部地域」ではないのか。また、図面に都市機能誘導区域や居住誘導区域を入れてはどうか。	・第 7 章の方針図については未定稿である。ご指摘いただいたとおり、居住誘導区域・都市機能誘導区域を含めて修正する。(当日回答)	7 章 : P.127

* 主な意見内に記載のページ数は、各会議開催時のページ数であるため、現在の素案とページ数に誤差が生じている部分があります。

令和 7 年度各種会議主要意見とその対応方針

資料2

令和 7 年度 第 1 回播磨町都市計画審議会（R7.10.6 開催） 意見とその対応案

No.	主な意見	意見に対する考え方、対応案	素案への反映等
1	・第 3 章 p40 の人工島に関する記述について、何と調和を図るのが曖昧であるため、「住居エリアと産業エリアの調和」など、関係が明確になる表現にすべきではないか。	・表現については事務局で検討・修正する。（当日回答） →「・・・地域産業エリアにおける環境との調和にも配慮した産業機能の維持・充実が必要です。」に修正する。	3 章：P.40 産業エリアは、環境との調和にも配慮した配慮した維持、充実が必要です。
2	・第 3 章 p41 の「土山駅周辺の交通渋滞」について、土山駅周辺だけに限定する必要があるのか。町内他地域にも渋滞は見られるのではないか。	・渋滞については町全体の現状として記載を整理する。（当日回答）	3 章：P.41 「町内の一部の道路では交通渋滞が発生しており～」 に修正
3	・第 4 章 p 61 等の「見守りカメラを設置します」「街灯等を設置します」について、既に設置済みのものがある中で、「設置します」という将来形の用法は適切か。	・ご指摘を踏まえ、同趣旨の表現を含め全体を点検し、継続的实施や拡充の意図が最適であるのかを含めて確認し、表現を見直す。（当日回答）	4 章：P.61 ・「～見守りカメラの適正な維持管理を図ります。また、地域との協働のもと、街灯等の適正な維持管理を図ります。」 7 章 北部：P.113 南部：P.123 臨海：P.132

令和 7 年度各種会議主要意見とその対応方針

資料2

No.	主な意見	意見に対する考え方、対応案	素案への反映等
4	第 4 章 p 65 等の「住宅リフォーム制度」という表現だと助成制度を想起させる。空き家活用支援制度などとした方が適切ではないか。	意図が正しく伝わるよう表現を再検討したい。(当日回答) →4 章の次項目「空家等対策～依頼します。」との記載内容を精査し、修正	4 章：P.65 「住宅リフォーム制度や空き家活用支援制度による～既存のストックの活用と流通の促進を図ります。」 「適切な管理が行われていない空き家に対しては、～居住環境の改善を図ります。」 7 章 北部：P.114 南部：P.124 臨海：該当無し
5	第 4 章 p 62 歩行者・自転車ネットワークの分類となっているが、自転車ネットワークの記載が弱く、歩行者中心に偏っている。	p57 の道路分類の項目では自転車ネットワーク計画を記載している。 p62 の該当部分とあわせて見直す。(当日回答) →P62 は「⑥歩行者ネットワーク」とする。	4 章：P. 62
6	第 5 章 p93 「誘導施策」において、「ライフスタイルに対応した」という表現がタイトルと本文の双方にあり、重複している。	「ライフスタイル」は「ライフサイクル」に修正する。(当日回答)	5 章：P. 92

令和 7 年度各種会議主要意見とその対応方針

資料2

No.	主な意見	意見に対する考え方、対応案	素案への反映等
7	・第 5 章 p 93 「ウォーカブル」という表現は一般的ではないのではないかと。	・「ウォーカブル」については、住民に分かりやすい表現に見直す。 (当日回答) →「歩きやすく」に修正する。	5 章 : P. 92
8	・第 6 章 p 106 防災指針について、「災害リスクの回避と災害リスクの低減(ハード・ソフト)に取り組むを通じて」といった表現に違和感がある。	・表現のチェックを行う。(当日回答) →「本町はこれまでの災害実績は少ないですが、年々、全国的に災害の規模とその被害は激甚化しており、それら災害の対応は必要不可欠です。このため、災害リスクを回避、低減するためのハード・ソフトにわたる取組を通じて、災害時の被害を最小限にとどめる(＝減災)ことを目指します。」に修正する。	6 章 : P. 105
9	・第 1 章 P. 2 「東播磨都市計画区域マスタープラン」を以下の現在の正式名称に修正してほしい。 「東播磨地域都市計画区域マスタープラン」	・ご指摘の通り修正する。(当日回答)	1 章 : P. 2
10	・第 3 章 P . 41 (3) 良好な住環境の形成 ＜現状＞ 冒頭 1 行目～2 行目部分の表現が、順接であるのに、逆接表現となっているため、記載を見直しては。	・記載を見直す。(当日回答) →「～大部分が住宅地であり、一部ではさらに宅地開発が進み戸建住宅等が増加しています。」	3 章 : P. 41
11	・第 7 章 南部地域 P. 121 1 ポツ目 「国道 250 号、県道明石高砂線への立地誘導を図ります。」 4 ポツ目 「すでに沿道サービス～を促進します。」 5 ポツ目 「浜幹線沿道については、～働きかけます。」	・1 項目目は住居系土地利用、2～3 項目目は沿道土地利用による記載となっているため、現行記載は必要であると考えます。	—

令和 7 年度各種会議主要意見とその対応方針

資料2

No.	主な意見	意見に対する考え方、対応案	素案への反映等
	上記、3項目は同様の内容を記載しているように捉えられる。		
12	・第7章 南部地域 P.122 イ 道路 6ポツ目 「生活道路については、～目指します。」 7ポツ目 「生活道路については、～進めず。」 8ポツ目 「道路については、図ります。」 上記、3項目は、道路について記載している部分で、冒頭に主語を記載する必要はあるのか。	・4章で幹線道路と生活道路による分類を踏まえて、7章での記載を行っているため、現行記載は必要であると考ええる。	—
13	・第7章 南部地域 P.122 ウ 橋梁 前述箇所と同様に、冒頭に主語を記載する必要はあるのか。	・他項目との整合性を踏まえて、主語は残しておきたい。	—
14	・第7章 南部地域 P.123 ア 都市環境に関する方針 1ポツ目 「石ヶ池公園、～を行います。」 2ポツ目 「ため池と～図ります。」 上記、2項目は、ほぼ同様の記載となっているが、統合したほうがよいのでは。	・4章で、1項目目は大規模公園、2項目目は近隣公園を主に想定しているが、記載内容が重複しているため、1項目にまとまる。	4章：P.60 7章 北部：P.113 南部：P.123 臨海：該当無し
15	・第7章 南部地域 P.123 ア 都市環境に関する方針 9ポツ目 「播磨町バリアフリー基本構想～を図ります。」 10ポツ目 「道路、公園をはじめとする～を図り	・1項目目は、バリアフリー基本構想、2項目目は、公共施設でのバリアフリー・ユニバーサルデザインによる整備を意図したものである。なお、バリアフリー基本構想は、播磨町駅周辺に特化したものである。 →7章：地域別方針では、南部地域のみ記載する。	4章：P.61 7章：P.123 (北部・臨海は削除)

令和 7 年度各種会議主要意見とその対応方針

資料2

No.	主な意見	意見に対する考え方、対応案	素案への反映等
	ます。」 上記、2 項目は、バリアフリーに関連して、同様の ことを記載しているように捉えられる。		
16	・ 第 7 章 南部地域 P.130 イ 道路 1 ポツ目 「播磨町地域公共交通計画に～検討しま す。」が、前頁目と全く同じ内容で記載されている。	・ 重複記載となっていたため、P.130 の重複記載項目は削除する。	—

* 主な意見内に記載のページ数は、各会議開催時のページ数であるため、現在の素案とページ数に誤差が生じている部分があります。

令和 7 年度各種会議主要意見とその対応方針

資料2

令和 7 年度 第 3 回播磨町都市計画マスタープラン及び立地適正化計画検討庁内調整会議（R7. 10. 27 開催） 意見とその対応案

No.	主な意見	意見に対する考え方、対応案	素案への反映等
1	・ 8 章 P.141 目標値の設定の現況値で総合防災訓練の参加者数が町総合戦略（後期基本計画）の KPI では、住民だけでなく職員従事者も含んでの人数（807 人）としているので整合を図られたい。	・ 総合戦略との整合性を図り、807 人に修正する。（当日回答）	8 章：P.140
2	・ 4 章 P.62 写真キャプション「新井大池」は大池の正式名称か。	・ 担当課に確認する。（当日回答） →担当課にしたところ、ため池台帳では、「大池」となっているため、「大池」へ修正する。	4 章：P.62
3	・ 7 章 南部地域 P.123 イ 道路の 3 ポツ目 文章で、未整備の都市計画道路としては本荘加古線も含まれるのではないか。	・ 含まれるので、「本荘加古線」も含める文章に修正する。（当日回答）	7 章：P.122 ・ イ 道路の 3 つめの文章を「・未整備の都市計画道路である二見尾上線、本荘加古線については、・・・」に修正。
4	・ 7 章 南部地域 P.132 ア 都市環境に関する方針の 1 ポツ目文章内に、「はりまシーサイドドーム」は含まなくてよいか。	・ 記載内容を精査し、対応する。（当日回答） →当該項目は、「公園」の分類に係る取組を記載している文章であるが、公共施設等総合管理計画の対象施設にシーサイドドームは含まれていることから、他の運動施設の記載を考慮し、シーサイドドームも記載する。	7 章：P.131 ア. 都市環境に関する方針の一つめの文章を「・沿岸部の総合体育館やうみえーる広場を有する浜田公園及びはり

令和 7 年度各種会議主要意見とその対応方針

資料2

No.	主な意見	意見に対する考え方、対応案	素案への反映等
			まシーサイドドーム、産業拠点の・・・」に修正。
5	・ 2 章 P.34 土地利用の構想 町総合計画（後期基本計画）との整合性を図るのであれば、各文章内の「エリア」は「ゾーン」とすべきではないか。	「エリア」を「ゾーン」に修正する。	P34 土地利用の構想で文章内のエリアをゾーンに修正」する。 ただし、「大中遺跡や大規模公園が立地するエリアをレクリエーションゾーンと位置付け、～図ります。」のみ、「エリア」の記載を残す。

* 主な意見内に記載のページ数は、各会議開催時のページ数であるため、現在の素案とページ数に誤差が生じている部分があります。